

## 小学校4年生～中学校3年生の保護者の皆さんへ

平成26年  
10月1日から

# 茨城県の医療福祉制度の拡大により、 医療福祉費受給者証の記載が変わります。

※医療費の助成を受けられる対象者の範囲及び窓口での負担額は変わりません。

### ＜9月まで＞

	所得制限あり	所得制限なし
0歳（出生時） ～小学3年生	マル福	マル特 （町独自）
小学4年生 ～中学3年生	マル特 （町独自）	

特 医療福祉費受給者証  
公費負担者番号 92  
受給者番号  
被保険者証等の記号及び番号  
保険種別  
保険者番号

92から始まる公費番号のマル特受給者証は10月以降使えなくなります。

### ＜10月から＞

	所得制限あり	所得制限なし
0歳（出生時） ～小学3年生	マル福	マル特 （町独自）
小学4年生 ～小学6年生	マル福 （年齢拡大）	
中学1年生 ～中学3年生	外来→マル特 入院→マル福 ※入院時に申請	

福 医療福祉費受給者証  
公費負担者番号  
受給者番号  
被保険者証等の記号及び番号  
保険種別  
保険者番号  
中学生は入院のみ

特 医療福祉費受給者証  
公費負担者番号 90  
受給者番号  
被保険者証等の記号及び番号  
保険種別  
保険者番号  
90から始まる番号  
所得超過世帯及び  
中学生の外来

10月1日以降に医療機関等を受診する際には、新しい受給者証を窓口で提示してください。

### 【皆さんへの影響】

○マル福受給者証は1年間の期限付き（誕生月の末日まで）になります。

○中学生（所得超過世帯を除く）には、外来用のマル特受給者証を交付します。入院用の受給者証が必要な場合には、保険課の窓口で申請してください。

問合せ 保険課 医療福祉係 ☎029-288-3111（内線372）

## 農地の借り受け希望者を公募します

（平成26年度農地中間管理事業）

農地中間管理事業とは、地域内の分散し複雑に入り組んだ農地を農地中間管理機構が借り受け、集約した農地を担い手に貸付する事業です。

農地の借り受けを希望される方は、以下の方法でご応募ください。

**公募期間** 9月30日（火）まで

**公募対象** 「人・農地プラン」に掲載されている地域の中心経営体、認定農業者、認定就農者、農業生産法人、新規参加者（企業参加を含む）等

**応募方法** 産業振興課に備え付けの「農用地等借受希望申込書」に必要事項をご記入の上、提出してください。

**その他** 詳細については、下記へお問い合わせいただくか、農林振興公社ホームページ（<http://www.ibanourin.or.jp/>）をご覧ください。

**提出先・問合せ** （公社）茨城県農林振興公社（農地中間管理機構） ☎029-239-7131  
産業振興課 農地・農政グループ ☎029-288-3111（内線383）

